

スウェーデンの保育制度

スウェーデンの保育制度は、子どもの成長と学習を支援し奨励することによって良い人生のスタートを切ることができるようにすること、そして、両親に仕事や学業と子育てを両立させることの2点を目標としている。

この二元的なアプローチを正式に導入したのは、広範囲にわたる保育制度発展プログラムを立ち上げた1970年代前半のことである。保育制度は両親保険と児童手当制度と共に、スウェーデンの家族福祉政策の中心になると同時に明確に教育的要素を持つものとなった。1990年代には教育政策に重点が置かれるようになり、保育制度は1996年に社会保健省から教育科学省の管轄となった。

今日では、公的保育制度はスウェーデンの大半の家庭においてごく自然な生活の一部となっている。1990年代に憂慮すべき問題であった保育施設不足や入所待機問題はほぼ解消された。低額、高い水準での正当性、質の高さ、利用のしやすさを実現した公的保育制度は、現在スウェーデンの福祉社会における極めて重要な特徴となっている。

保育制度は、30年以上もの間行政当局の優先課題であった。保育分野の制度改革は、国会の支援増加に支えられ、政権交代を経ても、1970年代初頭に立案された政策を実施することができた。改革の目的は、主に地方自治体が運営し公費で成り立つ質の高い保育制度を、必要としている人々が自由に利用でき、簡単にアクセスできるようにすることである。子どもの福祉と男女平等社会の実現が、この改革の原動力となった。

公的保育制度の発展

スウェーデンの保育制度の基礎は19世紀後半に遡る。生活のため働くシングルマザーの子どもたちのために1854年に初めて託児所(barnkrubba)が開設された。ほぼ同時期にできた作業小屋(arbetsstuga)は、貧困家庭の子どもを受け入れ、簡単な手作業を教えることに加え、義務感と勤勉さの重要性を説いた。こうした施設は通常一般市民や慈善団体が運営していたが、ドイツの教育者・フリードリヒ・フレーベルの思想に基づく幼稚園(barnträdgård)に、ほどなくして吸収された。幼稚園は単に教育のみを目的とするもので、主に母親が専業主婦の裕福な家庭の子どもが通園した。

1930年代から1940年代には、行政当局が幼児の保護育成に大きな責務

を負うようになり、貧困層の負い目は取り除かれた。託児所は公立となるものが増え、保育所(daghem)へと改称された。作業小屋は余暇施設(fritidshem)となった。とはいえ、こうした施設は主に都市部にしかなく、比較的少人数の幼児が通うのみで、全国に広く普及した幼稚園あるいはプレースクール(lekskola)に通う子どもの方が多かった。

1960年代になると女性の労働力需要が増え、保育施設拡充の要請の聲が高まった。1968年、当時の政府はスウェーデンの社会、教育、行政のニーズに見合った保育制度確立のため提言を行う特別な委員会である保育委員会(Barnstugeutredningen)を設立した。

1968年委員会はスウェーデンの保育制度の将来的方向に決定的な影響を与えた。委員会の提言により教育にお

スウェーデン文化交流協会作成発行
2005年4月 分類JFS 86f(Japanese)

他のファクトシートを御希望の方は
以下のホームページをご覧ください。
www.sweden.se/fact_sheets


Swedish Institute

ける主な原則と思想を体系化し、保育政策に大きな影響を与えた。この原則は今日でもなお採用されている。特筆すべきは就学前保育所のモデルの基礎を作り上げた点である。保育所と幼稚園は就学前保育制度に統合され、子どもの利益に資するだけでなく、両親が仕事をしやすい環境が整った。福祉と教育は一体化すべきという見解を示した。また、学童保育の問題については、国内の余暇施設の拡充を急ぐよう提言した。

1970年代から1980年代にかけて保育制度は急速に進歩したにもかかわらず、地方自治体は入所の順番待ちがなくなるまで施設を拡充することが出来なかった。結果として1995年に厳格な法規制が導入され、地方自治体は、両親が仕事または学業に従事する家庭に対し、著しい遅滞なく保育サービスを提供する義務を負うこととなった。

この規制と高い出生率を背景とし、保育施設の新規開設は空前の数にのぼった。入所待ちの人数は減り、現在では多くの施設は十分ニーズに適合している。こうした高度に充実した保育制度なくしては、1970年代以来の家族形態の変化や男女の役割の変化は起こり得なかったであろう。女性労働者数は着実に男性労働者数に近づいてきており、現代のスウェーデンの子どもたちの多くは、育児や家事の役割分担をする両親に育てられている。

就学前保育所は、働いているまたは就学している両親、仕事を持たない又は育児休暇中の両親、特別なニーズがある子どもを持つ両親が子どもを通わせる施設である。すべての4歳から5歳児の子どもは年間525時間無料である。就学前保育所は一年中開いており、毎日の受付時間は両親の勤務時間や学業に合わせて変わる。子どもは一般に15人から20人のクラスに分けられる。就学前保育所の指導員と保育士の3名で1グループを担当する。平均的な就学前保育所は3グループある。

2003年秋には、1歳から5歳の約75%の352,000人が就学前保育所に通っている。

家庭型保育所は、両親が働いている間、市の保育士の自宅でなされる保育サービスである。両親が仕事を持たない場合や育児休暇中の場合も、この保育サービスが受けられる。両親の勤務時間や学業によって受付時間が変わる。家庭型保育所は就学前保育所に代わるもので、最寄りの就学前保育所が子どもの自宅から遠い場合などに利用される。家庭型保育所は大都市よりも農村部や小都市で一般的である。

家庭型保育所に通う子ども数は1980年代後半以来減少を続けている。2003年秋には、1歳から5歳児の約7%、6歳から9歳児の1%、合計で約4万人の子どもが家庭型保育所を利用している。

オープン型就学前保育所は、両親が日中働いていない子どもを対象としたものである。子どもは両親と通う。住宅地域では、妊婦や子どもの健康診断サービスに見られるように、地方自治体と協力的社会的に重要な役割を果たしている。ほとんどのオープン型就学前保育所は無料である。スウェーデンには2003年秋には550のこうした就学前保育所がある。

余暇施設は、早朝や午後遅く、あるいは休暇中に両親が仕事をしている、あるいは学校に通っている子どもを対象としたものである。子どもが登校前や放課後、休日や夏休みなどの長期休暇時に通う施設である。通っている子どもは6歳から9歳児が殆どである。余暇施設は一年中開いており、毎日の受付時間は両親の勤務時間や学業のスケジュールに合わせて変わる。2003年秋には6歳から9歳児の約74%と10歳から12歳児の10%、合わせて342,000人の子どもたちがこの施設を利用している。

余暇施設は学童保育の補助的な施設で、子どもの成長を支援し、有意義なレクリエーション活動を提供する場である。現在の方針は、学校と余暇施設を近づけることである。現在では余暇施設と学校がある程度まで相互に協力合っている。

オープン型余暇施設は、教育法では10歳から12歳児を対象とした施設で、余暇施設と家庭型保育所に代わるものである。しかしながら、こうした施設があるのはスウェーデンの行政地域の約25%にすぎない。10歳から12歳児の約5%がこの施設を利用している。

2001年から2003年の改革

2001年から2003年にかけて、それまで保育制度の対象外だった層が保育制度を受けやすくすることを主眼とし、多くの改革がなされた。地方自治体は、両親が失業中の場合や、他の子どもための育児休暇中である場合も1歳から5歳までの子どもを就学前保育所や家庭型保育所(familjedaghem)に受け入れ

るようにした。こうした子どもたちは一日最低3時間保育施設を利用する権利がある。4歳児から5歳児に対して一学期中、最低3時間無料で利用できる無料就学前保育制度が導入された。さらに、両親が就学前保育所や家庭型保育所あるいは余暇施設といった公共保育施設に払う費用に上限を設け、負担限度額を定める制度を導入した。

これらの改革は、公的保育を国民全員が利用できる総合的な福祉制度の一環とし、すべての人に利用されることを目指している。スウェーデンのすべての子どもたちが例外なく、より低額な保育制度を利用できることを基本原則としている。

生涯学習の一環

1996年に保育を教育制度に組み込んだが、これは子どもの将来の習得過程において、重要な基礎となるということが強調されたことでもある。児童や青少年を対象とした学習活動のすべては生涯学習の一環であり、一括して捉えなければならない。子どもが成長し学習していくに当たり、すべての活動を共通のアプローチで教えることを目標としている。

1998年に6歳児向けの就学前クラス(förskoleklass)という新しい形の学校形態が設けられた。この学校への入学は任意だが、事実上義務教育前の6歳児のほとんどが通っている。就学前保育所、余暇施設と義務教育は各々が密接に連携することによって、異なった教育形態の伝統を融合し、新しい考えを受け入れることによって学習や活動手段を発展させていく。

保育と教育統合の一環として、国は就学前保育独自の教育課程を定める一方で、義務教育の教育課程は就学前保育同様に余暇施設の教育もある程度視野に入れている。この2つの教育課程は基本的に同じ構成になっている。子どもの成長や教育に関しては相互に連携し、同じアプローチをしており、民主主義的価値も共有している。これら2つの教育課程と後の義務教育以降の教育課程は、スウェーデンの20年の教育制度を補っている。保育制度の教育分野への移管は好ましい結果のみをもたらしたわけではない。新制度は広く採用され、教育関係者と両親から支持された。しかし、就学前保育所の子どもを対象とした方法は、いくつかの問題を引き起こした。学校での学習方法や指導方法が用いられることが多くなってしまい、就学前保育所や余暇

施設での養育が、意図せずして「学校教育化」してしまった。

今日の保育と学童保育 - 形態と領域

今日のスウェーデンの保育は多種におよび、1歳児から12歳児が利用できる。就学前の子どもは就学前保育所活動(förskoleverksamhet)に参加できる。就学児童は、登校前や放課後、休日、夏休みなどの長期休暇に学童保育(skolbarnsomsorg)を利用できる。スウェーデンでは義務教育は7歳からだが、6歳児のほとんどは自主的に就学前クラスに通っている。したがって原則的には就学前保育は1歳児から5歳児を対象にし、学童保育は6歳児から12歳児を対象にしている。

教育法では、就学前保育には就学前保育所(förskola)や家庭型保育所(familjedaghem)、オープン型保育所(öppen förskola)があり、学童保育には余暇施設(fritidshem)や家庭型保育所(familjedaghem)やオープン型余暇施設(öppen fritidsverksamhet)がある。

地方自治体は民間保育施設に補助金を出している。補助金の額は、同等の公立施設において子ども一人当たりにかかる費用に応じて決められるので、民間施設の授業料が公立施設より高くなるケースはない。2003年では、就学前保育所に通う子どもの約17%が民間施設に通っている。余暇施設に通う子どものうち民間施設に通う子どもは8%を占める。民間施設は主に両親の共同参画によって運営されている。

スウェーデンの公立保育制度はとりわけこの30年で急速に発展した。1970年から2000年の間に、就学前保育所や余暇施設、家庭型保育所に通う子どもの数は10倍以上増加し、61,000人から705,000人となった。現在では1歳から5歳児の80%以上が就学前保育所に通い、6歳から9歳児の75%が学童保育を受けている。

教育法の下、ほぼすべての地方自治体は著しい遅滞なく就学前保育所や余暇施設、家庭型保育所を提供するという義務を履行している。しかしながら、10歳から12歳児向けのオープン型余暇施設は不足している。

これは、集中的に施設の拡充を図ったことで、今日では少なくとも9歳児以下向けの公立保育機関数はその需要に合致したことを示している。両親への調査でも、保育施設入所待ちをしている子どもはわずか1 - 2%にすぎないという回答を得ている。

教育原理と趣旨

スウェーデンの公立保育機関の特徴は、「一人の子どもを一日通して」養育し、教育することを目指している点である。子どもの成長と習得には統合された養育と教育が必要となる。子どもは常にすべての感覚を通じで学習する。いつが成長段階であり、また習得段階なのかを明らかにすることは困難である。

子どもの視野は、遊びと創造的活動を通して広がる。遊びが子どもの成長と学習に必要なことは、就学前保育プログラムにおいても学童保育プログラムにおいても強調されており、現在では義務教育の教育課程にも組み込まれている。子どもたちは遊びを通して身近な世界を理解し、想像力を豊かにし、創造性を身につけ、人と協力することを学ぶ。スウェーデンでは伝統的に遊びが公的な保育活動の中核となっている。

子どもは本来好奇心旺盛なので、自主的に活動に参加し、自ら発見をする。教育は子どもそれぞれの能力とすでに経験し学んだことに基づいて行なわれる。子どもはじっくり物事に取り組み、様々な方法を試すことによって、新しい知識を重要な経験の中に導き入れる。

スウェーデンの保育のもう一つの特筆すべき点は、両親の協力が高い水準で得られることである。乳児の場合は入園後施設に慣れるまで約2週間掛かるが、この期間で職員と両親の協力関係の基礎を築き、日々連絡を取り合うことでさらに協力関係が深まる。父兄会に参加し、自身の子どもの成長について定期的に職員と話し合うことで、両親は施設での保育に参加し、意見を述べる機会を得る。

スウェーデンの保育制度では、特別なニーズがある子どもには特別な権利がある。両親が多忙か否かに関わらず、就学前保育所や余暇施設に通うことが出来る。これらの子どもたちが身体障害児であるとか、集中することができないといった散在性疾患、あるいは、精神的障害を持っている、ということは特に明確に定義されていない。

明らかなことは、こうした子どものニーズは、原則的に通常の扱いをうけることによって満たされるべきで、特別な扱いにより満たされるものではないということである。

概して質の高い保育をしている保育所や余暇施設が最適の支援ができる施設であり、こうした子どもたちに利用されるべきである。

現在のスウェーデン社会には他の文化圏にルーツを持つ子どもも多い。2つの文化を尊重し、積極的にバイリンガルになるように育成することも、スウェーデンの保育制度の特徴の一つである。このため、スウェーデン語を母語としない子どもには、特別に母語の教師が付き指導を行う。保育所や家庭型保育所に通う子どもの約13%がこうした指導を受けている。

就学前保育の教育課程

1998年以降、就学前保育の独自の教育課程ができた。基礎学校の教育課程のように政令の形をとっており、遵守しなければならない。

教育課程では就学前保育の総合的な目標と信条が定められているが、「如何に」目標が到達されるかについては規定されていない。どのようにして目標に到達するかは個々の施設に委ねられている。目標と一般的指針は次の分野に及ぶ。

- 基準と価値観
- 成長と習得
- 子ども自身の影響力
- 就学前保育と家庭の協力
- 就学前保育所と基礎学校、並びに余暇施設の相互協力

指針には、就学前保育のすべての職員を対象にするものと、子どもたちをクラス単位で担当する就学前保育指導員と保育士から成るチームを対象にするものがある。就学前保育に通い始める時期は子どもにより異なり、成長の速さも個人により違うので、様々な目標が立てられるが、これは活動の上での目標であり、到達すべき対象ではない。

教育課程の主要部分は基本的な民主主義価値観に基づいている。就学前保育所と基礎学校では、他者への配慮、協調、男女平等、統制といった基本的価値観を一貫して教える。就学前保育の教育課程では、子どもには能力があり、身近な生活についてより理解を深めたいと欲しているのを前提としている。就学前保育の役割は、子どもたちのこうした欲求を知識欲にし、生涯学習の基礎を作ることである。教育課程では、就学前保育所はすべての子どもにとって楽しく安心できる場所で啓発的なものでなければならないとしている。

職員

スウェーデンの保育機関職員は伝統的によく訓練されている。職員は、就学

スウェーデンの保育制度に登録している異なった年齢グループの子どもの比率 2003年 (%)

子どもの年齢	就学前保育所/余暇施設	家庭型保育所	総数
1	40	5	45
2	79	8	87
3	83	8	91
4	88	8	96
5	90	7	97
1-5	75	7	82
6-9	74	1	75
10-12	10	0	10

就学前保育所は1歳から5歳の子どもを対象、余暇施設は6歳から12歳の子どもを対象、家庭型保育所は1歳から12歳の子どもを対象としている。

前保育所指導員、余暇施設指導員、保育士、家庭型保育所の保育士の4種類のカテゴリに分かれる。

就学前保育所指導員と余暇施設の指導員は、教授法、幼児心理学、家庭社会学、創造活動を中心とする3年間の大学レベルの教育を受けている。いくつかのコースは同時に開講される。原則として、保育士は高校を卒業していなければならない、市の保育士は地方自治体が独自に主催する訓練コースを受けている。

就学前保育指導員と余暇施設の指導員の半数以上が、就学前保育指導員に成る為の訓練を受けたか、レクリエーションや余暇教育の学位を有している。その他の職員の多くは何らかの形で子どもに携わる何らかの訓練を受け

スウェーデンの異なった形態の就学前保育所と余暇施設における子どもの数の比率 2004年 (%)

	就学前保育所	余暇施設
公的	85	92
民間	15	8
その中で		
両親の協力	7	1
企業によるもの	4	1
スタッフの協力	2	0
協会によるもの等	2	6
総計	100	100

ている。就学前保育指導員の約2%、余暇施設指導員の14%が男性である。

責任区分

1990年代に中央政府と地方自治体の責任区分が変わった。法を拘り定規的に適用する体制から、目的と成果による体制に重きを置くようになった。つまり、中央政府が保育の総合的な枠組みを作り、地方自治体がそれらを実施する責務を負う。国は地方自治体に補助金を支給し財政面で制度を支える。現在ではこうした政府の補助金が一律に支給されている。

保育制度拡充期には国の管理は厳しいものであった。一貫した質の高い保育を提供するために、当時の監督官庁であった社会保険庁 (Socialstyrelsen) が保育の主旨や職員の訓練、職員の割合、1グループに配置する子どもの人数に関して勧告を行うと同時に指針を設けた。補助金は、施設拡充を加速し、保育を必要な方向へ向かわせるために充てられた。

今日では、教育庁 (Skolverket) と学校開発庁 (Myndigheten för skolutveckling) が保育と学童保育の中央監督官庁である。教育庁は追跡調査や評価検討、監督業務を通じて国が設定した保育目標を達成するよう指導を行う。保育や教育の統計をとるのも教育庁の担当業務である。学校開発庁は、全国の子どもや生徒に同じくらい高い水準で教育を受けられる機会を与えるように、地方の教育も支援する。

法規制

教育法は就学前保育所と基礎学校の運営と遂行すべき業務を定義している。地方自治体が、働く両親または就学している両親を持つ子どもに就学前教育または学童保育を提供している。また、仕事を持たない両親の子どもや、他の子どもの育児休暇中の両親を持つ子どもにも就学前教育を提供しなければならない。4歳になる年の秋から普遍的な就学前保育所をすべての子どもに提供しなければならない。

保育は「著しい遅滞」無く、通常、両親が保育施設への入所を希望してから3,4ヶ月以内に、自宅からできるだけ近い場所が提供されなければならない。また、両親の希望に沿ったしるべき配慮がなされなければならない。

地方自治体は、身体的あるいは精神的その他の理由により成長に特別な支援を必要とする子どもに対し、一定の責任を負う。法により、こうした子

どもたちのニーズが他の手段で満たされない場合は、公立保育施設や余暇施設が受け入れなければならない。

また、この法では保育サービスの質の基準を規定している。職員は、養育と学習意欲を刺激する教育的活動に対する子どものニーズを満たすべく養成され、十分に経験を積んでいなければならない。1クラスの男女割合やクラス規模は適切でなければならない。施設は便利な場所になければならない。活動はそれぞれの子どものニーズに基づいて行われなければならない。特別な支援が必要な子どもにはそのニーズに合った方法で支援が提供されなければならない。

民間就学前保育(私立)や学童保育の活動が法で定める質を満たしており且つ授業料が適正な場合は、地方自治体はこうした施設に財政的支援ができることも規定している。

費用と両親負担金

地方自治体の公立保育の費用は、国の補助金や地方税の徴収と両親負担金で賄われる。2003年のスウェーデンの保育支出は460億クローナにのぼる。これは地方自治体総支出の13%、スウェーデンのGDPのほぼ2%を占める。

各地方自治体は両親負担金の割合システムそのものがどの様に構築されるかを定める。1990年代には費用はもっと高くなり、家庭の収入と子の出席日数に応じて費用が徐々に値上がりした。結果として所得が増えても家計にあまり反映されなかった。このため両親、特に母両親の再就職への意欲や労働時間延長の意欲が削がれた。

こうした問題の解決策として、保育負担費上限制度が2002年1月1日から導入された。これは両親が子どもの保育に対して支払う総額の上限の設定も含まれている。

- 就学前保育施設 (就学前保育所と家庭型保育所) では、家庭の所得の1-3%が負担額とされ、一世帯の子どもの数が1人の場合の負担額は月1,260クローナ、第二子は840クローナ、第三子は420クローナがそれぞれ上限となる。
- 学童保育施設 (余暇施設、家庭型保育所) では、家庭の所得の1-2%が自己負担額とされ、一世帯の子どもの数が1人の場合の負担額は840クローナ、第二子、第三子はそれぞれ420クローナが上限となる。

各地方自治体は上限制度を導入するか否か自由に決めることができる。

導入を決めた自治体には、国から不足する歳入分の補償金と保育サービス向上にあたり補助金が支給される。導入1年目は290の自治体のうち288が上限制度を導入し、残りの自治体もその後この制度を導入した。

教育庁は上限制度の効果を継続的に検討している。当初2年はほとんどの場合両親の負担額が著しく減少した。2002年に両親負担額の公的保育支出総額に占める割合は、前年の18%から11%に減少した。28億クローナの歳入不足を生じるが、制度改革の補償としての補助金で十分相殺することができる。

上限制度の導入により保育水準が低下することはなかった。地方自治体に支給された補助金は保育サービスの質維持を目的とするもので、これにより職員の比率が保たれた。教育庁の評価によると、費用が施設利用時間に比例しなくなったが、子どもが就学前保育所や余暇施設を利用する時間は増えなかった。

保育の質

教育法はスウェーデンの公的保育に要求される質についても規定している。加えて、就学前保育を対象とした教育課程で、全国で等しく質の高い活動を行うこと規定している。教育庁は、余暇施設、家庭型保育所、オープン型就学前保育所、オープン型余暇施設の活動でいかなるものが質の高い保育サービスなのかを定め、指針で示した。

1990年代に、スウェーデンの保育制度は他の公共事業分野と同様に著しい削減の対象となったため、クラス規模は大きくなり、子ども一人に対する職員の割合は減った。1990年と2003年に就学前保育所の平均的1クラスの定員は14人から17人に増えた。同じ期間に職員割合が下がった。この流れは最近止んでいるが、2003年には職員1人が見る子どもの数は5.4人で、1999年以降この水準に大きな変化はない。

余暇施設にも大きな変化が見られた。2003年には1クラスの子どもの数は平均30人となり、1990年の約2倍となる一方で職員の割合は1990年からほぼ半減した。教育庁は検討の結果、余暇施設には教育庁が委ねた任務を実行する財源が不足している場合が多いと判断した。

調査によると、乳児や特別な支援が必要な子どもたちの場合だけに限らず、クラスの大きさと職員の割合が保

育サービスの質を決める重要な要因となることが分かっている。両親をはじめとして様々な方面から、就学前保育所や余暇施設のクラスが大きすぎ、職員の割合が低すぎるということについて懸念が寄せられた。

政府はこの議論を受け入れ、数々の段階を踏み保育サービスの質を保った。例を挙げるならば、教育庁は、国、地方自治体レベルで就学前保育所と余暇施設の質の指標を設けた。加えて、地方自治体の質を保つ取り組みに協力すべく、就学前保育所の質について勧告的なガイドラインを設けた。

就学前保育所の水準の更なる向上

を目指し、就学前保育所の職員の追加募集用費用として国は地方自治体に補助金を支給した。2005年には総額10億クローナ（約156億円）が割り当てられ、2006年、2007年には年間20億クローナ（約312億円）が割り当てられる。財政支援は政府の一般補助金に組み入れられる。クラスの規模は平均15人の子どもにつき常勤職員3名に縮小される見込みである。

予算削減に加え新制度によるアプローチが、近年のスウェーデンの保育制度におけるサービスの質について議論を呼ぶこととなった。地方自治体レベル・現場レベルで、保育サービスを追跡調査し、

サービスの質を検討する体系を改善する取り組みがなされている。

1SEK(スウェーデンクローナ)=
約 15.32円(2005年2月現在)

The Swedish Institute (SI、スウェーデン文化交流協会)は、スウェーデンの海外向け情報サービスを行なっている公共機関です。スウェーデン社会について幅広い情報を様々な言語で提供しています。

このファクトシートはSIの情報サービスの一環です。出典を明示した上で、参考資料としてご使用頂けます。詳しいお問い合わせは各国のスウェーデン大使館または領事館、スウェーデン文化交流協会(SI)まで。

さらに詳しい情報をお求めの方は、下記までご連絡下さい。
スウェーデン大使館 広報部：〒106-0032 東京都港区六本木 1-10-3-100

Further information about Sweden: www.sweden.se (Sweden's official Internet portal) or the Swedish embassy or consulate in your country.
Swedish Institute, Box 7434, SE-103 91 Stockholm, Sweden. Office: Skeppsbron 2, Stockholm. Phone: +46 8 453 78 00. E-mail: si@si.se.
Web: www.si.se